



部会・連絡会ワーキンググループ等への非会員の参加に関する細則

平成 28 年 6 月 8 日 第 3 回部会等運営委員会承認

(目的)

第 1 条 本細則は、部会規程（1002）第 7 条第 2 項および連絡会規程（1003）第 7 条第 2 項に関連し、部会・連絡会ワーキンググループ等への非会員の参加について定めることを目的とする。

(部会・連絡会ワーキンググループ等への非会員の参加)

第 2 条 部会・連絡会にワーキンググループ等を設置するとき、ワーキンググループ等に非会員を加えることによって格段の成果を期待できるとき、ワーキンググループ等の主査は非会員の参加を認める。ただし、その数は若干名とする。

(改定)

第 3 条 本細則の改定は部会等運営委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成 22 年 11 月 16 日 第 2 回部会等運営委員会制定，同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成 26 年 8 月 8 日 第 1 回部会等運営委員会承認，平成 26 年 9 月 26 日 第 3 回理事会報告
 - ② 内規を細則に変更 平成 28 年 6 月 8 日 第 3 回部会等運営委員会承認，平成 28 年 6 月 17 日 第 1 回理事会報告

附則

- 1 平成 26 年 8 月 8 日改定の内規は，理事会報告の日から施行する。
- 2 平成 28 年 6 月 8 日改定の細則は，部会等運営委員会承認の日から施行する。